

法務委員会質疑

令和2年12月2日
衆議院議員 串田誠一

1. 生殖補助医療の提供過程において現時点でトラブルが起きたときの対応についてなんらかの規定が存在するのか。本法案ではトラブル対応ができていないか。
2. トラブルとしてこれまで発生しているものはどのようなものがあるのか。
3. 第三者から提供された精子で妊娠・出産した場合の親子関係は現行法ではどのように定められているか。本法案はどうか。
4. 夫が承諾していない場合はどうなるのか。
5. 第三者から提供された精子で妊娠はしたが墮胎をする場合には承諾者は現行法は誰になるのか。本法案はどうか。
6. 現在、精子の売買や提供はどのように行われているのか。本法案はそれについてどのように対応しているのか。
7. 生殖補助医療を受けるために海外渡航している人がいるのはなぜか。
8. 不妊専門の医療機関による成果についてなんらかの統計はあるのか。診療機関ごとに患者が確認することができるのか。
9. 不妊治療の方法について基本となる方法が現行法で定められているのか。ガイドラインがなければ不必要な治療、成功率の低い治療を知らないで受けているということがあるのではないか。
10. 不妊や不妊治療に対する偏見に対してどのように対応していくつもりか。

パネル・資料なし 答弁者一任 要旨対応